

# 御船町農業委員会会議録

令和4年4月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和4年4月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日(月) 13時30分～14時57分

2. 場 所 第2分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 5 番 藤岡 雅子 10 番 渡邊 義高

最適化推進委員 10名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 議案第19号 前年度事業実績及び事業計画(案)について

8 報告第9号 合意解約について

9 報告第10号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、5番 藤岡委員、10番 渡邊委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員10名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、4月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長 はい、こんにちは。新年度になり、事務局も新体制となりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。6番 大西委員、7番 森田委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第16号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 議案書の1ページをお願ひします。  
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があつたので、許可の決定について意見を求める。  
令和4年4月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
2ページをお願ひします。今日は、4件の申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 970 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 988 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 965 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 962 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

田 3 筆計 2,915 m<sup>2</sup>です。

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 56 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 221 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △  
〇〇 〇〇

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 277 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 687 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△

有限会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。

畑 3 筆計 1,185 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。今月の 3 条は、4 件 8 筆の申請が上がっております。それでは、申請番号①番について、当事者が〇〇委員ですので、退席をお願いいたします。この件は私の担当ですので、説明をいたします。

場所の方から説明します。説明資料の 3 ページをお開きください。県道嘉島甲佐線と高速道路の交差する付近になります。以前から、譲受人が耕作されておられ、今後も引き続き耕作されるということです。許可要件も問題ないと思います。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員  
議 長

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

〇〇委員は、席にお戻りください。

続きまして、申請番号②についても私の担当ですので、説明をいたします。

場所の説明からですが、7 ページをお願いします。

ここも、県道嘉島甲佐線沿いの〇〇会社の近くにあり、県道と緑川の間位になります。譲渡人は、御船町に在住されていなくて、この農地も以前から譲受人が耕作されていました。第2項第1号から7号まで全て要件を充たしており、許可相当と認められます。皆様の審議をお願いします。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員  
議長

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について担当の福島委員説明をお願いいたします。

12 番

3月29日に田中推進委員と事務局とで現地確認を行いました。現地は、説明資料の11ページの地図及び12ページの写真をご覧ください。国道443号線沿いで、木倉小学校の横になります。昨年11月に分譲の審議をして頂いた件の残地ということになります。分譲地から外れていたということで、今回の申請に至りました。譲受人は、隣の農地を耕作されています。10ページの調査書をご覧ください。第2項の要件は充たしており、許可相当と判断しております。皆様の審議をよろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はございませんか。12ページの緑の枠の内が譲渡人の農地ということですか。

12 番

赤枠と緑の枠が譲渡人の農地になります。赤の部分が何故分譲地から外れたかということは、承知しておりません。

議長

他に、ご質問はございませんか。

全委員

ありません。

議長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番

3月30日に、川地推進委員と事務局で現地確認を行いました。説明資料は14ページからになります。昨年12月に審議していただきました件の、追加分という形になります。場所は19ページの地図をご覧ください。3ヶ所に点在しております。前回の申請時に話が決まらなかったもので、残っていたということ

です。合わせまして、1,185 m<sup>2</sup>になります。前回と同様、農業が出来ることを確認しております。要件は満たしており、問題ないと思います。周りに住宅がありますが、支障をきたさないことを約束されています。以上のようなことから、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。今回の3筆で、網羅したということですか。まだ残りがあるのでしょうか。

9番議長 これで形が整ったものだと思います。

9番 17ページの下の写真は、赤線の奥が対象地ということですか。

9番 写真手前は墓地で、奥の方が申請地になります。この申請地は、雑木が生い茂っております。上の写真の申請地は、雑草が生えていて、18ページの申請地は耕してありました。

2番 3筆目の番地は、地図の表記が違っていますが、どちらが正しいのですか。

事務局 議案書の方が正しく、地図の番地を訂正願います。

議長 取得後は、ジャガイモを作られるのですか。

9番議長 既に全体の内6割程度は、ジャガイモが作付けされています。

議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第17号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年4月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今月は、5条の申請が7件上がっております。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：1,818 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町大字〇〇△

〇〇株式会社

転用目的：倉庫及び資材置場 事業変更になります。

理由：5条所有権移転（県許可）

以下、田17筆、畑5筆、計22筆21,109 m<sup>2</sup>

申請番号②

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：1,000 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△ - △  
〇〇 〇〇

転用目的：レンタルハウス建設

理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：1,253 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

計 畑 2筆 2,253 m<sup>2</sup>

申請番号③

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：1,319 m<sup>2</sup>

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：東京都〇〇区〇〇町△ - △ 株式会社〇〇

転用目的：店舗及び駐車場

理由：5条賃借権設定（県許可）

申請番号④

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：386 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△ - △  
〇〇 〇〇（持分2分の1）

〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △

〇〇 〇〇（持分2分の1）

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：植林 理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：343 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

3筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：542 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

4筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△・△合併 地目：畑

面積：717 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

畑 4筆 計 1,988 m<sup>2</sup>

申請番号⑤

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：126 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇株式会社

転用目的：特定建築条件付売買予定地

理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：496 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は、同上です。

畑2筆 計 622 m<sup>2</sup>

申請番号⑥

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：565 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町△ 株式会社〇〇

転用目的：建売住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑦

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：164 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：63 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

3筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：10 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。

田1筆、畑2筆 計 237 m<sup>2</sup>になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①について、担当の坂本委員説明をお願いします。

3番

はい、4月1日に大森推進委員と事務局で現地確認を行いました。



た。計画変更に伴う申請です。23 ページの位置図をご覧ください。小池高山インターチェンジの近くの農地を資材置場にしたということ、昨年の5月に申請があり、許可されましたが、その後の計画変更で、建物の向き・野積倉庫の位置・取付道路・調整池の規模を変更したいということです。前回は審議していただいております、あくまでも内容の変更ということで特に問題はないと判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。面積の変更はありませんか。

3 番 個々の面積の変更はありますが、合計の面積に変更はありません。21 ページの事業計画書の3 計画概要の括弧書きの部分が変更箇所になります。建物も形は変えず、向きを変更するものです。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

13 番 調整池は、敷地内の雨水を溜めるものですか。

3 番 そうです。ただオーバーフローした分は、接する小川に流すこととなります。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②についても坂本委員説明をお願いいたします。

3 番 引き続き説明します。30 ページの地図をご覧ください。高木小学校から△m程離れた農地で、〇〇神社の近くになります。今回の申請はレンタルハウスを建てたいということで、珍しいケースだと思います。現況は32 ページの写真をご覧ください。一部家庭菜園になっております。第2種農地で、申請面積は、△m<sup>2</sup>であります。レンタルハウス10棟と受付調理場1棟を建設するという事です。申請人は〇〇市内で自営業を営んでいる個人で、熊本市近郊で候補地を探して、今回の申請地が条件に合致し、交渉がまとまりました。毎回申し上げますが、優良農地が潰れていくことは、本望ではありませんが仕方のないことだと思います。一般基準の検討事項の該当する項目は全て適当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。以前グループホームの申請がありましたが、この付近で

はなかったでしょうか。

- 3 番 この申請地の東の方にある住宅の東隣がそうでした。また、申請地の西隣も昨年個人住宅で転用申請がありました。
- 2 番 事業が成功すればよいが、採算がとれるか心配ではあります。
- 議 長 申請者から直接話を訊かなくてもいいですか。
- 3 番 事前に、地元説明会を開催されています。質疑応答の中で、他の事業への変更や宿泊利用については、今のところ考えていないということでした。熊本市近郊でもあり、アンケート調査の結果、女子会やママ会等の需要も見込まれるとのことでした。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で許可といたします。続きまして、申請番号③についても坂本委員説明をお願いいたします。
- 3 番 4月1日に大森推進委員と事務局で現地確認を行いました。町道の拡幅工事に伴い、店舗の駐車場が減少することになり、隣接地である今回の申請地を代替地として賃貸するものです。基盤整備が出来ていないところではあります。一般基準の該当箇所は全て適当であり、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。以前審査に上がっていませんでしたか。
- 事務局 農振除外の申し出が、昨年10月に上がっていました。除外が完了し、転用の申請になったものです。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の大西委員説明をお願いいたします。
- 6 番 はい、3月29日に当事者と中川推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所の説明をします。43ページをご覧ください。国道445号線を山都町方面へ進み、下小川野バス停から500m程のところになります。現状は、45・46ページの写真のとおりであります。昨年非農地の申請があり、承認されませんでした。原因は、47ページの始末書とおりの無許可転用であったということです。次に41・42ページをお開きください。一般基準の該当箇所は適当であり、周囲に農地はなく支障を及ぼす事もなく、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく

お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。非農地申請時に承認されなかった理由を詳しく教えてください。

6 番 クヌギをはじめ栗、桃等を植えてあり、下草も刈られ管理されている状況でした。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について担当の徳永委員説明をお願いいたします。

6 番 はい、3月30日に川地推進委員と事務局で現地確認を行いました。先ず場所を説明いたします。52ページをお願いします。3条の申請番号④の1筆目の近くで、〇〇会社の向かい側になります。申請人は、建設・不動産業を営んでいる法人で、近年町内での住宅購入の相談等が多くあり、土地所有者と売買による所有権移転で合意したため、5条申請に至りました。特定建築条件付売買予定地に転用する計画であります。一般基準の該当箇所は全て適当であり、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見ございませんか。建売ですか。

6 番 特定建築条件付売買予定地ですから、売れなかった場合は申請人が自ら住宅を建設することになります。

議 長 他に、ご質問・ご意見ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥について担当の福島委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、3月29日に田中推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、説明資料の58ページをご覧ください。中央の青い線は、県道田代御船線になります。国道443号線の交差点から600m程の所から右へ進んだところになります。59ページに計画図、60ページに現場写真があります。周りは殆ど住宅地となっており、その中にポツンと畑が残っています。56ページをご覧ください。農地区分は第2種農地であります。申請人は、県外で不動産業を営んでいて、町内でも建築実績がある法人であります。住環境として、小学校が近くにあり、上下水

道も整備されていて、好条件であるということです。所有者と売買に伴う所有権移転について合意したため、5条申請に至りました。一般基準の該当する箇所については、排水同意等も取れて適当であり、総合的に許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。建売が4棟ということですね。

12 番 565 m<sup>2</sup>に4棟は狭いと思われませんが、実際の面積はもっとあるのではないかとも思います。

議 長 測り直すと、面積が広くなるのはよくあることではあります。ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑦について担当の吉田委員説明をお願いいたします。

14 番 3月29日に田中委員と事務局で現地を確認しました。はじめに場所の説明をします。お手元の説明資料の65ページの地図をご覧ください。場所は、役場から国道443号線に行き、益城方面に向かう際に右側に入った北木倉集落内に位置する小集団の農地になります。地目は、田、畑2筆あわせて計3筆になります。現況については、67ページの写真を見てください。現在は、自己保全をしている状態になっております。申請地の農地区分は第2種農地になります。申請面積は3筆で237 m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅になります。申請人は、現在、町内で借家住まいであります。子供の成長とともに住宅を建てたいと思い、建設用地を探していました。近隣の業者に尋ねたところ、土地を譲ってくれることになったため、今回の申請に至っています。次に、66ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、事業計画書、配置図兼排水計画図にありますように、住宅1棟、庭、駐車スペース4台分、通路を設け利用する計画になります。また、実質審査表の一般基準の1から10において該当する部分は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。以前申請があったところの隣でしょうか。

14 番 そういうことになります。

議 長           ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 18 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局           議案書の 8 ページをお願いします。  
議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田早苗。  
9 ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 7 件です。田の 20,150 m<sup>2</sup>、計の 20,150 m<sup>2</sup>です。続いて、10 ページをお願いします。再設定分の利用権設定等状況一覧表です。12 件あります。田の 45,863 m<sup>2</sup>、畑の 24,766 m<sup>2</sup>、計 70,629 m<sup>2</sup>です。続いて、11 ページをお願いします。こちらに所有権移転分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は、4 件です。田の 15,645 m<sup>2</sup>、畑の 449 m<sup>2</sup>計の 16,094 m<sup>2</sup>です。続いて、12 ページをお願いします。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 上益城郡御船町  
13 ページをお願いします。令和 4 年第 4 回農用地利用集積計画総括表になります。合計値のみ読み上げます。今月分です。田の 66,013 m<sup>2</sup>内再設定が 45,863 m<sup>2</sup>、畑の 24,766 m<sup>2</sup>内再設定が 24,766 m<sup>2</sup>、計の 90,779 m<sup>2</sup>内再設定が 70,629 m<sup>2</sup>です。所有権移転が田の 15,645 m<sup>2</sup>畑 449 m<sup>2</sup>計の 16,094 m<sup>2</sup>です。続いて本年累計です。田の 241,355 m<sup>2</sup>内再設定が 161,961 m<sup>2</sup>、畑の 52,079 m<sup>2</sup>内再設定が 44,572 m<sup>2</sup>、計の 293,434 m<sup>2</sup>内再設定が 206,533 m<sup>2</sup>です。所有権移転が田の 26,137 m<sup>2</sup>畑の 2,631 m<sup>2</sup>計の 28,768 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長           はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

3 番           11 ページについて、農業公社に売り渡したと理解して良いのでしょうか。

事務局           公社が一旦農地を買って、農業公社から次の買い手に売るという形になります。

3 番           買い主は決まっていないということですか。

事務局 買い主は決まっています。決まっているのですけれど、一旦農業公社への所有権移転ということになります。一旦農業公社に名義が移り、その後次の買い手と農業公社間で契約を結ぶという流れになります。

議長 それでは、承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第 19 号を提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 14 ページをお願いします。  
議案第 19 号 令和 3 年度農業委員会事業実績報告及び令和 4 年度事業計画（案）について承認を求める。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 御船町農業委員会。  
15 ページをご覧ください。令和 3 年度事業経過報告を掲載しております。一部割愛させていただき説明いたします。2 番の農地の利用集積の推進ということで、①農用地利用集積事業の推進で 189 件。②農用地利用集積計画の推進は、再設定・新規の掘り起し活動を行っております。続いて③農地中間管理事業の推進 14 件。④中間管理機構の特例事業の推進 10 件。⑤認定農業者制度の活用、担い手規模拡大推進事業助成金を行っております。続きまして 4 番です。担い手の育成対策の推進。こちらについては、新規就農希望者の相談指導を 3 件、電話窓口対応で行っております。続きまして 5 番目です。農業者年金対策の推進。①新制度農業者年金への加入促進が、2 件。②経営移譲の指導相談を通年実施しております。③農業者年金受託業務の履行ということで、農協担当者の協力を得て行っております。続きまして 9 番に移ります。農業委員・職員の資質向上ということで、①研修会の参加については、熊本県農地利用最適化推進大会を 8 月に県立劇場で予定していましたが、コロナ関係で中止になっております。続きまして、熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会を 2 月県南会場で予定していましたが、こちらもコロナ関係で中止になっております。②研修会及び意見交換会の開催につきましても、実施ありません。11 番です。農地利用状況意向調査。①利用状況調査の実施、8 月 23 日、24 日、27 日に実施しております。②利用意向調査の実施、11 月に実施しております。③非農地通知、53 筆 31,384 m<sup>2</sup>に対して行っております。12 番。耕作放棄地の解消。①県補助事業 0 件です。②国補助事業 0 件、こちらは令和元年度から廃

止になっております。③あっせん 21 筆 19,300 m<sup>2</sup>、内訳は田 5 筆 5,912 m<sup>2</sup>、畑 16 筆 13,388 m<sup>2</sup>を行っております。続きまして 16 ページをご覧ください。令和 3 年度事業実績報告を事業ごとに掲載しております。こちらにつきましては、後ほどご確認をお願いいたします。続きまして 17 ページです。令和 4 年度御船町農業委員会事業基本計画（案）です。主だったところといたしまして、新規の事業のⅢの 7 です。調査活動の推進・意見の具申等の③タブレットを活用した情報収集活動、こちらは国の補助を受けて行いますが、6 月以降に 5 台が導入されます。立会等におきまして、皆様にタブレットを利活用していただくものです。今後どのように進めていくかは、検討していきたいと思っております。18 ページをご覧ください。令和 4 年度農業委員会事業計画（案）です。一般業務関係です、こちらは通年になります。農業委員会総会を行います。農家相談、新規就農相談、非農地判断、国有農地の管理、耕作放棄地の解消、農利用最適化活動を行っていききたいと思います。農地法の関係ですが、3 条 4 条 5 条の受付、農地パトロールを通年で行います。農地利用状況調査・農地意向調査につきましては、8 月に班分けをして、現地確認を実施したいと思います。研修会等です。6 月の全国農業委員長・事務局長研修は、東京で開催される予定です。会長と事務局長の参加になります。8 月の県地利用最適化推進大会は、農業委員・最適化推進委員全員の参加になります。9 月、農業委員会先進地視察研修（県内）は、これまで 1 泊の研修でしたが、町の研修は全て日帰りになっております。1 月です。県会長・事務局職員合同研修。県農地利用最適化ブロック別研修は県南開催予定で、全委員さんが対象となります。2 月です。郡会長・副会長・事務局長研修が行われます。益城町が事務局になりますので、ご案内があります。事業計画（案）につきましては、以上です。

議 長

はい、ご質問はございませんか。無いようでしたら、私の方からお伺いします。タブレットを活用した情報収集活動とは、具体的にどのように使用するのですか。

事務局

現在は、ペーパーで情報を共有しておりますが、それを端末に入力したものを、現地で確認いただくものです。また、地図情報・航空写真も見ることができますので、そちらの活用もしていきたいと思っております。

議 長  
事務局

どういった現場で使用するのですか。  
3・4・5 条の申請時や非農地確認等を考えています。例えば、8月の農地利用状況調査の時にも利用できればと思います。今回は、全国農業会議からの割り当てで 5 台の導入にとどまりますが、皆様で共有して利用していただければと考えているところです。

議 長

はい。それでは、事務局の説明に対して、承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で承認といたします。続きまして、報告第 9 号と第 10 号について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 19 ページをお願いします。  
報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 御船町農業委員会  
今月は、3 件の合意解約が上がっております。20 ページと 21 ページに詳細を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。続いて、22 ページをお願いします。  
報告第 10 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 御船町農業委員会  
23 ページから 24 ページに発行した耕作証明書を 2 件分掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。  
議 長  
はい、それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

6 番

㊞

7 番

㊞